


所管部課	市民部課税課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市税条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>平成27年度税制改正による地方税法の改正等に伴い、東大和市税条例の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 番号法施行に伴う所要の改正 ② 徴収猶予及び換価の猶予に係る規定の整備 ③ 市税に係る減免申請期限の改正 ④ 固定資産税に係る軽減措置（わがまち特例）の改正 ⑤ たばこ税の特例税率の段階的な縮減・廃止 <p>(2) 施行日 ①は、平成28年1月1日 ②③及び⑤は、平成28年4月1日 ④は、公布日</p> <p>(3) 影響及び効果 平成28年度以降の市税収入に影響を生ずる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成27年第4回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。